

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
5 年間（令和 6 年度～令和 1 0 年度）の考え方

美 深 町

本町の森林面積は 57,696 ヘクタールで、総面積の 86%を占めており、その内町有林は 1,013 ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は 5,018 ヘクタールあります。町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷や整備費コストの増加による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は 86%を占めており、計画的な森林の整備が進められています。一部整備が行き届かない森林の所有者に対しては、「森林経営計画」への新たな参加や町または意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は 9 社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、本町では美深町林業経営安定化対策推進協議会を設置し、地域の林業事業体及び北海道と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを進めます。また、町内林業事業体の導入する林業機械等の支援を進めます。

3 木材利用の促進

本町では森林資源の有効利用等を目指すため、上川管内広域で取り組みを行っている上川森林認証協議会に加盟し、「緑の循環認証会議（SGEC）」を取得し木材利用の促進を進めます。また、町産材の利用促進を目的に町産材を利用した新築住宅等に対して補助制度を設けているほか、町内温泉施設において木質バイオマスエネルギーを導入しています。今後も公共施設への木材利用等町産材の付加価値向上を図るため利用促進を進めます。

4 普及啓発

地球温暖化防止・CO₂削減など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町内の住民はもとより都市住民の理解の促進を図るため、J-クレジット制度を活用した普及啓発を行うほか、町有林を活用した植樹活動などを行い森林環境教育の推進を進めます。